

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和七年度答申第四号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（被爆者支援課）

諮問日：令和5年9月20日

（令和5年度諮問第3号）

答申日：令和7年10月6日

（令和7年度答申第4号）

答 申 内 容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和3年9月24日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った被爆者健康手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事（被爆者支援課））の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和4年7月29日付け3審理第151号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和5年9月20日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書4(1)に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書6(2)に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるかについて

- (1) 被爆者健康手帳の交付の申請に対する審査に当たり、申請者の申請内容が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第1条各号のいずれかに該当し、かつ、当該申請内容が確からしいということ、

何らかの資料によって客観的に確認することは、被爆者健康手帳交付事務の適正な運用のためには、必要不可欠であると認められる。

- (2) 審査請求人が、法第1条第1号に該当する事実（以下、同条各号に該当する事実を「被爆事実」ということがある。）があると認められるか否か、すなわち、審査請求人が、原子爆弾が投下された際当時の広島市の区域内又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「政令」という。）別表第1に規定する区域内にあったことが何らかの資料により客観的に確認できるかどうかについては、次のとおりである。

ア 審査請求人は、審査請求人の父とともに a 駅で直接被爆したとしているが、審査請求人の父は、被爆者健康手帳を取得しないまま死亡しており、審査請求人の父の関係資料は処分庁には存在せず、審査請求人の父の関係資料によっては、審査請求人が昭和20年8月6日に直接被爆したことは確認できなかったことが認められる。

イ また、審査請求人は、原子爆弾投下後、a 駅から、審査請求人の父とともに線路沿いを b 方面に歩いて帰ろうとして、c の踏切付近で、審査請求人の父の友人である B（以下「知人 B」という。）及び審査請求人の父の知人 C（以下「知人 C」という。）と会った旨申し立てているが、このことは直接被爆に関する申述ではないから、審査請求人が、a 駅で直接被爆したことが客観的に確認できるとは認められない。

ウ 審査請求人は、知人 B が平成13年に行った被爆者健康手帳の交付申請において、昭和20年8月6日の12時頃に、c の踏切付近で知人 B に会った旨の被爆証明書を提出しており、知人 B に被爆者健康手帳が交付されていることをもって、審査請求人の被爆の事実が認められるべきであると主張している。

エ しかしながら、原子爆弾が投下された後の昭和20年8月6日当日の行動は、入市被爆として評価されるものであり、審査請求人が知人 B に c の踏切付近で会ったとすることは、直接被爆に関する申述ではないことから、令和3年2月15日付けでなされた審査請求人の被爆者健康手帳交付申請（以下「本件申請」という。）における審査の対象とはならない。

オ その他、処分庁は、知人 B、知人 C 及び審査請求人の父の親類の D 世帯（以下、単に「D 世帯」という。）の被爆状況や広島原爆戦災誌、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の資料を調査しているものの、審査請求人が昭和20年8月6日に直接被爆したことを裏付けるような記載はなく、これらの資料からは、審査請求人が直接被爆したことを客観的に確認することができなかったことが認められる。

- (3) 以上のとおり、審査請求人が直接被爆したことを客観的に確認することができるとはいえないと認められるから、審査請求人について、法第1条第1号に該当するとは認められないとした処分庁の判断に、違法又は不当な点は、見受けられない。

- (4) なお、審査請求人は、審査請求人の被爆について、直接被爆以外の被爆事実がないことは確認していないのかと主張しているが、本件申請は、審査請求人が法第1条第1号に該当するとしてなされたものであり、法第1条第2号又は第3号に該当する被爆事実の有無については、本件申請における審査の対象にならないことから、この点に関する審査請求人の主張は、失当である。
- (5) したがって、処分庁が、審査請求人は、法第1条第1号に該当する者とは認められないとして行った本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和5年9月20日）
- 2 第1回審議（令和7年7月25日）
 - (1) 本件審査請求に係る審議を行った。
 - (2) 審査請求人から行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第75条第1項の規定による口頭での意見陳述を求める旨の申立てがあったため、行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号。以下「条例」という。）第10条第6項の規定により、意見を陳述する機会を与える旨の決議を行った。
 - (3) 行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第74条の規定による調査権限の行使が必要と認めたため、条例第10条第6項の規定により、当該調査を行うための決議を行った。
- 3 令和7年8月7日付けで審査会は、前記2(3)の調査権限を行使し、審査請求人に対して同人の主張を裏付ける証拠の提出を求めた。
- 4 令和7年8月21日、審査請求人から、「証拠の提出は行わない」旨の連絡が審査会にあった。
- 5 第2回審議（令和7年9月1日）
 - (1) 審査請求人から前記2(3)の調査に対して、前記4の回答があったため、審査会事務局から委員に対して報告を行った。
 - (2) 行審法第81条第3項の規定により準用する同法第75条の規定により、前記2(2)のとおり決議を行った口頭意見陳述を実施した。そのなかで審査請求人は、自身の昭和20年8月6日当日の原子爆弾の投下前、投下時及び投下後の各状況について以下のとおり主張した。
 - ア 原子爆弾投下前の状況について

審査請求人の父はこの日、審査請求人を連れて仏壇屋に行く予定であった。そ

こで、審査請求人の父とともに、午前5時過ぎ自宅を徒歩で出発し、途中何度か休憩してd駅に到着した。d駅に到着した時刻は明確に覚えていないが、d駅に到着してから汽車が出発するまで時間的な余裕はほとんどなかった。審査請求人はd駅で審査請求人の父及び自身の切符を購入して汽車に乗った。汽車が出発した時刻は午前8時頃だった。

イ 原子爆弾投下時の状況について

審査請求人はa駅で汽車を降りると便所に行った。用便をしていると何らかの音がしたので、審査請求人は汽車が到着したときの音ではないかと思ったが、爆弾がさく裂した音とは思わなかった。

ウ 原子爆弾投下後の状況について

音がしてから2、3分後、審査請求人が便所の外に出ると、審査請求人の父が「大きな爆弾が落ちた。汽車や路面電車は動かなくなった。火がこちらに迫っていて、ここにいたら死んでしまう」旨述べて、急いで帰宅するよう審査請求人をせき立てた。a駅のなかには大勢の人がいたが、騒然としていて、人々はどこかへ移動しようとしているようであったが、けがをしている人や倒れている人、苦しんでいる人は見ていないし、同駅の建物や階段等が倒壊しているところも見えない。a駅の外の状況も同様で、人が倒れていたり、建物が倒壊しているところは見ていない。a駅を出発した時刻は覚えていないが、審査請求人の父にせき立てられながら同駅を出発し、線路沿いに歩いて帰宅している途中、知人Bと会った。なお、後刻、知人Bから会った場所をcの踏切と教えてもらったが、当時は土地勘もなかったためどこで知人Bと会ったか分かっていなかった。また、知人Bと会った時刻も分からない。

(3) 前記(1)及び(2)を踏まえ、本件処分に係る審議を行った。

6 第3回審議（令和7年10月6日）

答申案を検討し、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法

第1条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

(1) 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者

第2条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。）の都道府県知事に申請しなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条

各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

第49条 この法律の規定（第6条、第51条及び第51条の2を除く。）中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

(2) 政令

第1条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）第1条第1号の政令で定める区域は、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第1に掲げる区域とする。

別表第1

- (1) 広島県安佐郡祇園町
- (2) 広島県安芸郡戸坂村のうち、狐爪木
- (3) 広島県安芸郡中山村のうち、中、落久保、北平原、西平原及び寄田
- (4) 広島県安芸郡府中町のうち、茂陰北

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）

第1条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により被爆者健康手帳の交付を申請しようとする者は、交付申請書（様式第1号）に、その者が法第1条各号のいずれかに該当する事実を認めることができる書類（当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書）を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。……を除き、以下同じ。）の都道府県知事（広島市又は長崎市にあっては、当該市の長とする。……を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

(4) 被爆者健康手帳の交付に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。

(5) 法第2条の規定による被爆者健康手帳の交付の事務について、厚生省（現厚生労働省）から「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の施行について」（昭和32年5月14日衛発第387号厚生省公衆衛生局長通達。以下「32年局長通達」という。）及び「被爆者健康手帳の交付事務について」（昭和51年3月18日衛企第5号厚生省公衆衛生局企画課長通知。以下「51年課長通知」という。）が発出されており、処分庁は、第一号法定受託事務である被爆者健康手帳の交付の申請に対する審査に当たり、32年局長通達及び51年課長通知を、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言に相当するものとして参照し、事務を行っている。

(6) 32年局長通達の記の1では、被爆者健康手帳の交付の申請に当たっての添付書類について、被爆者健康手帳の交付の対象となる被爆者の要件に「該当することを認めることができる書類としては、おおむね次によること」として、「(一) 当時の罹

災証明書その他公の機関が発行した証明書 (二) 前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類 (三) 前二号のものがない場合は、市町村長等の証明書 (四) 前三号のものがない場合は第三者（三親等内の親族を除く。）二人以上の証明書 (五) 前各号のいずれもない場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」が掲げられている。

- (7) また、51年課長通知では、「……添付される証明書等の書類は、認定の判断材料であって、認定はこれらの資料等により被爆の事実を認めた上で行われるべきものである……」とされ、記の1には、「審査は、単なる書面審査にとどまらず、可能な限り申請者本人及び申請者の被爆の事実を証明する証明書を書いた者から事情を聴取する等により事実の確認に努められたいこと。事情聴取に当たっては、申請者の家族に対する手帳交付の有無、その時点において初めて手帳の交付申請を行う理由等についても、は握しておかれたいこと。」とされている。
- (8) なお、32年局長通達及び51年課長通知は、法の施行により廃止された、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）に関して発出された通知であるところ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行について」（平成7年5月15日発健医第158号厚生事務次官通知）の第九の二において、「新法（審査会注：法を指す。）の施行に当たっては、別途通知するものを除き、原爆医療法（審査会注：原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を指す。）及び原爆特別措置法の施行に関してこれまで発出した通知によられたいこと。」とされている。
- (9) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 事実認定

一件記録によれば、次の事実が認められる。

- ア 審査請求人は、平成13年に知人Bが行った被爆者健康手帳交付申請において被爆証明書を作成し、処分庁に提出した。
- イ 審査請求人は、平成20年5月14日付けで処分庁に対し法第2条第1項の規定により被爆者健康手帳の交付の申請（以下「前回申請」という。）を行った。
- ウ 処分庁は、平成20年8月14日、前回申請について審査請求人の面接聴取を実施した。
- エ 処分庁は、前回申請に対し、審査請求人について法第1条第1号に該当する事実が確認できなかったとして、却下する処分を行うことを決定し、その旨を平成22年3月15日付けで審査請求人に通知した。
- オ 審査請求人は、令和3年2月15日、処分庁に対し被爆者健康手帳交付申請書（以下「本件申請書」という。）を提出した（本件申請）。
- カ 処分庁は、令和3年3月29日、審査請求人の面接聴取を実施した。

キ 処分庁は、本件申請に対し、審査請求人について法第1条第1号に該当する事実が確認できなかったとして、本件処分を行うことを決定し、本件申請を却下する旨を令和3年7月14日付けで審査請求人に通知した。

ク 審査請求人は、令和3年9月24日付けで広島県知事に対し本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

(2) 判断

ア 判断枠組みについて

前記第5の1(6)のとおり、32年局長通達では、被爆者健康手帳の交付申請の添付書類について、同手帳の交付対象たる「被爆者」に該当すると認めることができるものとして「(一) 当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書」「(二) 前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類」「(三) 前二号のものがない場合は、市町村長等の証明書」「(四) 前三号のものがない場合は第三者（三親等内の親族を除く。）二人以上の証明書」「(五) 前各号のいずれもない場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」が挙げられている。これらの書類のうち「本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」以外の(一)ないし(五)のものは、被爆者健康手帳の交付申請者以外の者（第三者）が作成したもの又は原爆投下時若しくはそれから近似する時点において作成された記録である。そうすると、32年局長通達は原則として、被爆者健康手帳の申請者の被爆の事実が客観的に証明された場合に同手帳の交付を認める趣旨と解される。一方で32年局長通達は、「本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」についても被爆者健康手帳の交付が認められるものとしているが、これは、上記(一)ないし(五)の第三者作成の書類や当時の記録との権衡上、それらと同程度の証明力が認められる場合に限り同手帳の交付を認める趣旨であると解される。

そこで、以下、32年局長通達の上記趣旨に照らし、審査請求人の被爆（直接被爆）が認められるか否か検討する。

イ 第三者作成の書類及び当時の記録について

審査請求人には、罹災証明書等の公的な証明書（32年局長通達の前記(一)）、当時の記録書類（同(二)）、市町村長等の証明書（同(三)）、三親等内の親族を除く第三者による二人以上の証明書（同(四)）が存しないのみならず、本人以外の者の証明書（同(五)）も存しないことが認められる（なお、審査請求人が原爆投下時に行動をともしていたと主張する審査請求人の父は、被爆者健康手帳の交付を申請していない。）。すなわち、審査請求人の被爆事実を客観的に証明できる資料は存しないことが認められる。

ウ 審査請求人の申述内容について

審査請求人の申述書及び誓約書（32年局長通達の前記(五)）は存しないものの、

審査請求人は審査会の口頭意見陳述において自身が被爆（直接被爆）したとして主張（申述）していることから、上記申述書及び誓約書に代えて口頭意見陳述での主張内容を基に同人の被爆（直接被爆）が認められるか否か検討する。

(ア) d 駅の出発時刻について

審査請求人は、昭和 20 年 8 月 6 日当日、d 駅を午前 8 時頃に出発して a 駅に到着し、その後、同駅にて被爆したと主張する。

しかしながら、d 駅から a 駅までの汽車による移動時間からすると、汽車が d 駅を午前 8 時頃に出発して、広島市に原子爆弾が投下された 8 時 15 分までに a 駅に到着するとは考えられず、審査請求人の上記主張は不自然であり、採用することができない。

(イ) 原子爆弾投下時の状況について

審査請求人は、原子爆弾が投下された時点の状況について、便所にいるときに何らかの音がしたが、汽車が a 駅に到着したときに発する音ではないかと思ったと主張する。

しかしながら、「広島原爆戦災誌」（広島市役所編、昭和 46 年）に記録されている原子爆弾投下時の状況（後記(エ)）からすると、原子爆弾がさく裂したときの音はかなりの大音量であったことは容易に推認され、「汽車が駅に到着するときの音」とはほど遠い音量であったことが認められる。そうすると、審査請求人の上記主張は不自然なものといわざるを得ず、採用することができない。

(ウ) 審査請求人の父の発言について

審査請求人は、便所を出た後、審査請求人の父から「大きな爆弾が落ちた。汽車や路面電車は動かなくなった。火がこちらに迫っていて、ここにいたら死んでしまう」と言われ、それは用便中に音がしたときから 2、3 分後のことであったと主張する。

しかしながら、原子爆弾投下時点から僅か 2、3 分後に審査請求人の父が爆弾の投下や路面電車が運行しなくなったことなどを把握することは困難であり、ましてや原子爆弾投下直後の混乱した状況ではなおさらである。そうすると、審査請求人の上記主張は不自然なものといわざるを得ず、採用することができない。

(エ) 原子爆弾投下直後の a 駅及び同駅周辺の状況について

審査請求人は、原子爆弾が投下された直後の a 駅の状況について、騒然としていたとするものの、「けがをしている人や倒れている人、苦しんでいる人は見ておらず、同駅の建物や階段等が倒壊しているところも見えていない」と主張する。また、a 駅の周辺の状況についても「人が倒れていたり、建物が倒壊しているところは見えていない」と主張する。

しかしながら、前掲「広島原爆戦災誌」には、「a 駅もまた、壊滅的な打撃

を受け、またたくまに猛火につつまれた」とあるほか、「a 駅は、本館の前の張りボテの出札室がつぶれ、多数の旅客が下敷きとなった。駅長室のある別館は半壊し、二階の車掌区はつぶれた。ホームにいた者は、二線路へだてた向い側ホームまで爆風で吹きとばされた。各ホームの上家はほとんど柱が折れ、ねじまげられたり、線路上に倒れたりしていた」と記録されている。また、同じく「広島原爆戦災誌」には、原子爆弾投下直後の a 駅周辺の e 町、f 町、g 町の家屋の 8 割から 9 割が全壊し、死傷者も半数近くに上ったと記録されている。これらの記録の内容からすると、審査請求人の上記主張は不自然なものといわざるを得ず、採用することができない。

(オ) 知人 B と会った時刻について

審査請求人は、原子爆弾投下後、a 駅を出発した時刻は記憶にないとするものの、その一方で、原子爆弾投下直後に審査請求人の父から帰宅するようせき立てられ a 駅を出発したとも主張する。すなわち、審査請求人は、原子爆弾投下時刻の午前 8 時 15 分からさほど間を置かない時刻に a 駅を出発したと主張している。その上で、審査請求人は、a 駅からの帰宅途中に c の踏切で知人 B と会ったと主張する。

そうしたなか、知人 B は自身の被爆者健康手帳の交付申請時に原子爆弾投下当日の状況について「a 駅を午後 2 時頃に出発した」と申述しているが、この知人 B の申述については、①同人が原子爆弾投下当時 13 歳と、一定程度の理解力を有する年齢であったこと、②同人は当時、鉄道業務に従事し、原子爆弾投下当日は懐中時計を所持していたこと（なお、同人は原子爆弾投下後に a 駅に到着した時刻を午前 11 時前と正確に把握している。）、③知人 B の被爆者健康手帳の交付は認められていることを併せ考えれば、信用性に欠けるとまではいえない。

そうすると、「原子爆弾投下時刻の午前 8 時 15 分からさほど間を置かずに a 駅を出発した」との審査請求人の主張は、知人 B が a 駅を出発した午後 2 時頃から 5、6 時間もの開きがある点で不自然なものといわざるを得ず、採用することができない。

(カ) 小括

以上のとおり、審査請求人の上記各主張はいずれも採用することができない。したがって、審査請求人が被爆（直接被爆）したとまでは認めることができない。

エ その余の審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求手続において入市被爆を理由に被爆者健康手帳の交付が認められるよう新たに主張しているようである。

しかしながら、本件申請は直接被爆を理由になされたものであつて、本件処分

は審査請求人について直接被爆の事実があったとまでは認められないとしてなされたものである。そうすると、審査請求人が本件審査請求の請求原因として入市被爆を主張することは相当でない。よって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

3 結論

以上のとおり、審査請求人の前記各主張はいずれも理由がない。

本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第1部会

委 員（部会長）	酒	井	朋	子
委 員	手	塚	貴	大
委 員	岩	元	裕	介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。